

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月 1日

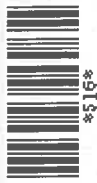
東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月16日 午前 9時00分から 令和 8年 9月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年10月 1日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 9日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年10月 2日 午前 9時20分から 令和 8年10月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月 1日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	3,150,000 2,520,000		630,000	25,000	5,356



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大田区大森南五丁目5759番地1

建物の名称 メゾン・ド・ブラン大森南

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大森南五丁目5759番1の502

建物の名称 502

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 26.38平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大田区大森南五丁目5759番1

地 目 宅地

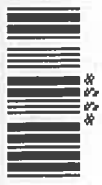
地 積 212.79平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 51799分の2638



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 7日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大田区大森南五丁目 5 7 5 9 番地 1

建物の名称 メゾン・ド・ブラン大森南

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大森南五丁目 5 7 5 9 番 1 の 5 0 2

建物の名称 5 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 2 6 . 3 8 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大田区大森南五丁目 5 7 5 9 番 1

地 目 宅地

地 積 2 1 2 . 7 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 5 1 7 9 9 分の 2 6 3 8



令和7年(ヌ)第325号
令和8年7月1日受理
令和8年7月30日提出
(評価人 山田光治)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 塚田 正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大田区大森南五丁目5759番地1

建物の名称 メゾン・ド・ブラン大森南

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大森南五丁目5759番1の502

建物の名称 502

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 26.38平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大田区大森南五丁目5759番1

地 目 宅地

地 積 212.79平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 51799分の2638



(区分所有建物用1)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		大田区大森南五丁目1番1号 メゾン・ド・ブラン大森南502号室	
建 物		物件1	
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種 類： 構 造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空室） として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況（月額）	管 理 費 18,390円 修繕積立金 9,330円	令和8年7月14日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計1,804,970円 令和2年5月分から令和8年7月分まで ☒ 遅延損害金 704,470円 年利14パーセントの定めあり	
管理費等照会先	メゾン・ド・ブラン大森南管理組合 代理人弁護士 C		
その他の事項			
敷 地 権		符号1	
現 況 地 目	☒ 宅地（符号1） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）		
その他の事項	北側、南西側及び南東側でそれぞれ区道（建築基準法第42条1項1号に該当）に接面する		
執行官保管の仮 処 分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 郵便受け及び表札には建物所有者の姓が表示されていたが、郵便受けの投函口はテープで閉鎖されていた。
- 3 立入調査を実施したところ、在室者はおらず、室内には日常使用される動産と大量の廃棄物等が床面から概ね50センチメートル積み上げられ、歩行することが困難であった。水道供給契約等は親族と思われるB名義でされていたが、水回りの状況、郵便物の日付、ライフラインの状況から長期間出入りのないことが窺われた。また、申立債権者からは令和2年4月ころから本件建物に居住者の気配はなく、ライフラインは完全に止まっている旨の調査報告が提出されている。
以上の状況に鑑み、本件建物は大量の残置物が残された状態で建物所有者が占有していると思われる。
- 4 本件建物の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

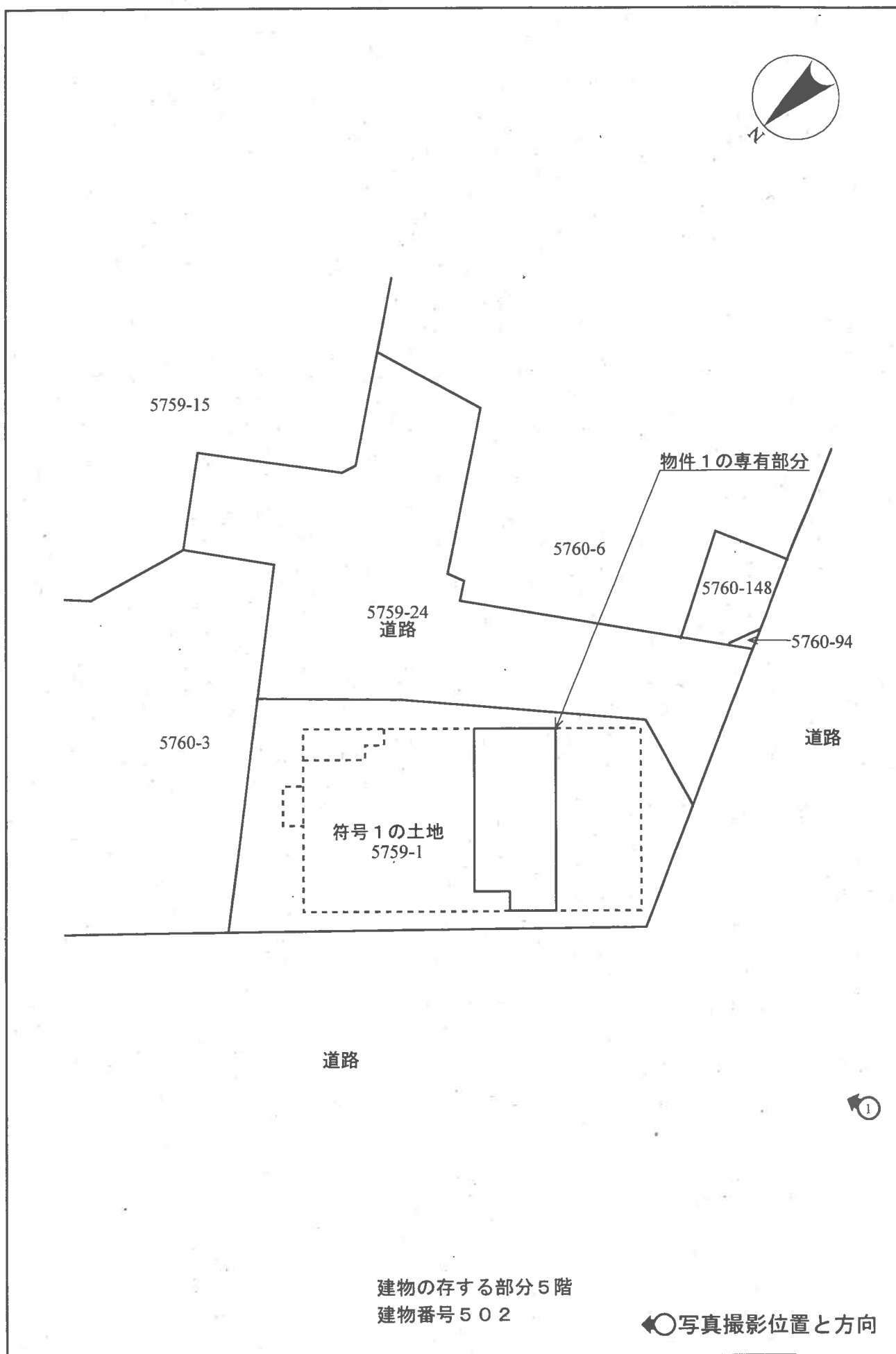
調 査 の 経 過

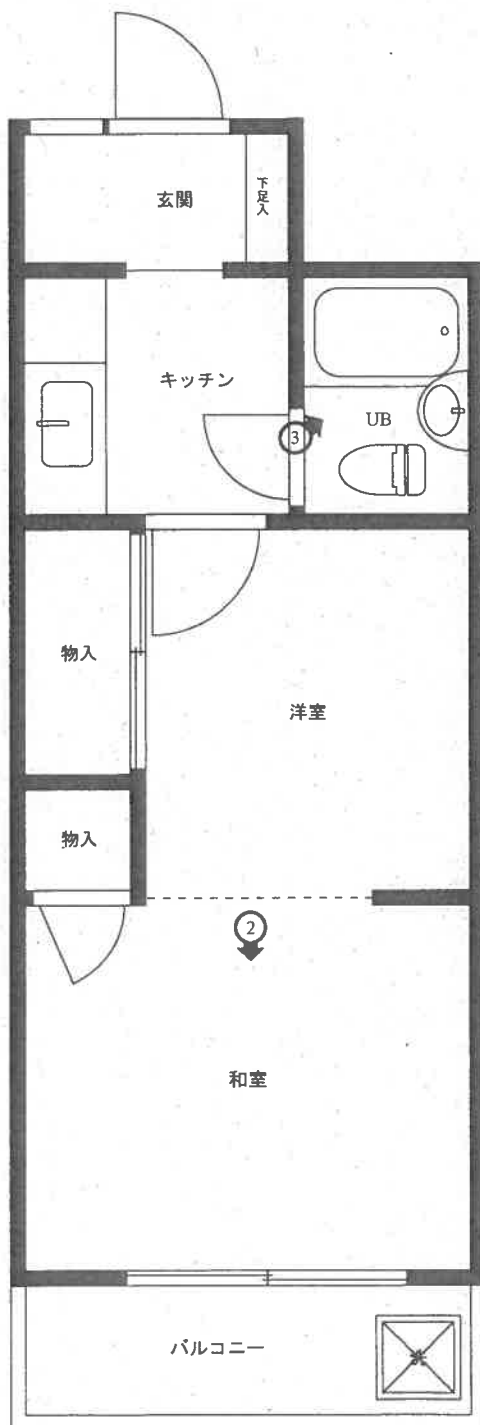
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 8 年 7 月 3 日 : - :	当 庁	管理費等調査照会 FAX
令和 8 年 7 月 6 日 16 : 45 - 16 : 58	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、物件調査、占有調査、写真撮影 照会書差置
令和 8 年 7 月 1 3 日 11 : 07 - 11 : 30	物件所在地	物件確認、物件調査、占有調査、写真撮影、図面作成、評 価人同行
令和 8 年 7 月 1 5 日 : - :	大田区役所	住民票交付申請
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件が施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☒ 令和 8 年 7 月 1 3 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 D を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち
入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)





◀○写真撮影位置と方向

001



002



003



令和 7 年（ヌ）第 325 号
令和 8 年 7 月 8 日 現地調査
令和 8 年 7 月 30 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 山 田 光 治

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物件 1	金 3,150,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 大田区大森南 5-1-1 (マンション名、部屋番号) メゾン・ド・ブラン大森南 502 号
番号	特 記 事 項		
—	なし		

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大田区大森南五丁目5759番地1

建物の名称 メゾン・ド・ブラン大森南

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大森南五丁目5759番1の502

建物の名称 502

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 26.38平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大田区大森南五丁目5759番1

地 目 宅地

地 積 212.79平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 51799分の2638

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地（符号1）の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	京急空港線「大鳥居」駅の北東方約1,800m（道路距離、徒歩約23分）、バス停留所「森ヶ崎十字路」の西方約10m（道路距離、徒歩約1分）、大田区大森南5丁目1番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	共同住宅、事業所、店舗等が混在する地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	南西側道路との境界線より20mまでの範囲	
	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80%（指定） 300%（指定） 準防火地域 第三種高度地区、日影規制、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域 等
	南西側道路との境界線より20mを超える範囲	
	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60%（指定） 200%（指定） 準防火地域 第二種高度地区、日影規制、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域 等
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	212.79 m ² やや不整形 北西側間口約17.9m、奥行約12m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	北西側で幅員約8.8mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）に、南西側で幅員約4.5mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）に、南東側で幅員約4.4mの行き止まりの舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）にそれぞれほぼ等高に接面する三方路地。	

土地の利用状況等	後記一棟の建物の敷地等として利用されている。建物の配置は、 附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
敷地権の表示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権 51799 分の 2638
特記事項	〈地積について〉 現地での概測等によれば、大きな縄のびあるいは縄縮みは、ないとみられるが正確には境界確定及び専門家による測量等を要する。 〈ハザードマップについて〉 大田区ハザードマップ（風水害編）によると、多摩川の氾濫・高潮の被害・中小河川等の氾濫による浸水想定区域に該当する。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	メゾン・ド・ブラン大森南	
建物の用途	共同住宅、店舗（総戸数 17 戸）	
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和 59 年 12 月 5 日新築 約 42 年 約 13 年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 593.64 m ²	
仕 様	外 壁 そ の 他	タイル貼等 なし
設 備 等	エレベーター、集合郵便受、駐輪場等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管 理 組 合 管 理 会 社 管 理 形 態	あり ファシリティパートナーズ株式会社 委託管理
管 理 の 状 況	普通	
特 記 事 項	なし	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位 置	5 階 (502 号室)・中間部屋 主要開口部の方位：南東向き	
床 面 積	専 有 面 積	26.38 m ²
	共用部分を含む 現 況 床 面 積	30.58 m ²
間 取 り	2 K	
バルコニー等	南東側にあり	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	クロス貼り、板貼り等 クッションフロア、たたみ等 クロス貼り等 キッチン、3 点ユニット (トイレ、浴槽、洗面) なし
保守管理の状態	床、壁、キッチン周りなどに経年使用による傷や汚損などが特に見受けられ、設備の陳腐化も認められる。室内には日常使用される動産などが多く積み上げられており、床の大半は確認できなかった。保守管理の状態は劣る。	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 そ の 他 滞 納 額 遅 延 損 害 金	18,390 円 (月額) (令和 8 年 7 月 14 日現在、以下同じ) 9,330 円 (月額) なし 1,804,970 円 704,470 円
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	建物所有者が居宅 (空室) として使用している。	
特 記 事 項	・本件建物の建築時期から判断すると、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある。なお、アスベスト使用の有無の確定に当たっては、専門家による調査を要する。 ・設備等の動作確認は行っていない。	

第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価（円／㎡）	現況床面積（㎡）	現価率	建物価格（円）
ア	イ	ウ	エ
500,000	× 30.58	× 0.19	= 2,910,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率

・経過年数約42年、経済的残存耐用年数約13年、観察減価率20%（管理状況を考慮）

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷（経過年数 + 経済的残存耐用年数）×（1 - 観察減価率）

現価率 = 13年 ÷（42年 + 13年）×（1 - 0.20）= 0.19（小数第3位を四捨五入）

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
		ウ	エ	オ	カ
439,000	×1.04	×212.79	×1.00	×2,638/51,799	=4,950,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

東京都基準地 「大田 5-15」

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 460,000 \text{ 円/㎡} \times 105/100 \times 100/100 \times 100/110 = 439,000 \text{ 円/㎡} \\
 & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：不要と判定した。

地域格差：公示地等の所在地域は対象地域に比べ、環境条件及び交通接近条件で優ること等を考慮し総合の格差率を判定した。

イ 個別格差：増価要因として三方路地であること、減価要因として、敷地形状がやや不整形であること、用途地域が準工業地域に跨り基準容積率がやや劣ること等を考慮し個別格差を判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：不要と判定した。

オ 敷地権の割合：登記記載による。

カ 敷 地 権 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格 (円) カ
(2,910,000	+4,950,000)	× 1.20	× 1.03	× 1.00	= 9,710,000

ア 建物価格：前記 1 ①エ

イ 敷地権価格：前記 1 ②カ

ウ 価格補正：同一マンション及び周辺類似マンションの取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差：階層別補正・・・1.03 （基準階＝3 階、対象＝5 階）

位置別等修正・・・1.00 （中間部屋）

その他・・・・・・なし

相乗積 $1.03 \times 1.00 = 1.03$

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている区分所有建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価					収 益 価 格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格※1 イ÷ウ×(1-0.03)	複利 現価率 ※2	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ＝カ	ア＋カ＝キ
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
498,250 (10.2%)	390,760	7.1	5,338,552	0.8186	4,370,139 (89.8%)	4,870,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 6.9\%)^3 = 0.8186 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。積算価格は土地価格に建物価格を加算したもので原価性に着目した価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

目的物件は、自己使用目的、収益獲得目的のいずれの需要も見込まれることから、本件においては積算価格と収益価格とを同程度に関連づけ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積 算 価 格	9,710,000 円
② 収 益 価 格	4,870,000 円
③ 調 整 後 の 価 格	7,300,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 (円)	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の控除 (敷金等) (円)	評価額 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
7,300,000	× 1.00	× 0.80	× 0.54		=3,150,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮した修正を行った。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

東京都基準地価格 (大田 5-15)
所 在 : 大田区大森南二丁目 391 番 4 外 「大森南 2-7-2」
価 格 : 460,000 円／㎡
位 置 : 「大鳥居」駅、道路距離約 1,600m
価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日
地 積 : 74 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 北側 8m 区道
用途指定等 : 近隣商業地域(建ぺい率 80%、容積率 300%)、準防火地域
地域の概要 : 小規模店舗、共同住宅等が混在する近隣商業地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和 8 年 7 月 30 日

評価人 不動産鑑定士

山 田 光 治

位置図



登記年月日：昭和60年4月12日

これは図面に記載されている内容と証明した事項である。
(東京法務局城南出張所管轄)
令和7年11月4日 東京法務局

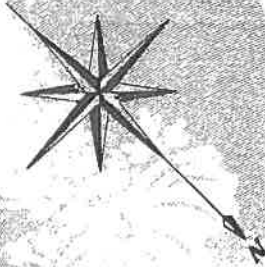
建物図面

各階平面図

登録番号
大森南5丁目
5759-1~502

建物図面所在
大田区大森南5丁目5759番地1

502



※ 寸法はmm ※

7.16 X 3.46 = 24.7736
2.01 X 0.80 = 1.6080
5.1 26.3816
26.38

5759-15

5760-6

5760-9

5759-24

5760-3

3.80

建物の占める部分 5 階

311215

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(日本土地建物株式会社管理)

60. 4. 12

建物図面・各階平面図 (写)
※A3をA4に縮小しています